

1. 基本情報

評価対象年度 (令和4 年度)

施策コード	222	施策名	医療体制の整備
将来像	2	健幸でともに支え合うまち(「支え合い」の分野)	
まちづくりの基本目標	22	健幸で笑顔あふれるまち	
主担当部	生涯健幸部	主担当課	健康推進課

2. 施策の方向

10年後の姿	市民がそれぞれに普段から自分の健康状態を身近に相談できるかかりつけ医療機関を持っています。また、休日・夜間などにも適切な医療サービスを受けることができる環境が整備されています。		
施策の方向性	1	かかりつけ医療機関の定着化を推進します	
	2	休日夜間の救急時の医療体制を確保します	

3. 構成事業の状況

(単位:千円)

事務事業名	施策の方向性	担当課	令和4年度決算額
休日急病診療事業	2	健康推進課	42,786
小児初期救急平日夜間診療事業	2	子育て支援課	3,717
総事業費(施策の合計)			46,503

4. まちづくり指標

指標情報				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
①	名称	かかりつけ医を決めている人の割合		目標値	65.8	65.8	67.0	67.0	67.0
	説明	—	位単 %	実績値	59.4 (※)	59.4 (※)			
	抽出方法	市政世論調査(令和2、5、8年度実施)		達成率	90.3%	90.3%			
②	名称	必要な時に適切な医療を受けられるので安心だと思ふ人の割合		目標値	69.7	69.7	69.9	69.9	69.9
	説明	—	単位 %	実績値	66.6 (※)	66.6 (※)			
	抽出方法	市政世論調査(令和2、5、8年度実施)		達成率	95.6%	95.6%			

※①②抽出方法が世論調査のため、令和2年度の実績を記載している。

5. 評価(令和4年度実績に対する)

評価基準	評価※	評価理由
投入財源・成果(「3. 構成事業の状況」「4. まちづくり指標」)に対する評価	維持	<ul style="list-style-type: none"> ●「10年後の姿」と比較すると、全ての市民がかかりつけ医を持っているレベルではないと考えられる。 ●「まちづくり指標」については、目標の達成率はともに90%を超えている。 ●休日診療、休日歯科応急診療、小児初期救急平日夜間診療等、地域の医師会、歯科医師会、二次保健医療圏の市及び医師会とも協力して診療体制の充実を図り、適切な医療サービスを受けることができる環境が整備されている。 ●今後の医療施設の整備については市単独では実施主体になり得ないものであるため、東京都医師会などの協力・支援を受けて進めていく予定である。なお、休日診療等も含めた医療体制の整備については、令和2年度から多摩北部医療センターが改築に向けて専門家、都医師会、北多摩医師会、地区医師会、各市及び東京都で構成する基本構想検討委員会が設置され検討している。この委員会の中で、この施策の目的に向けて市としての意見及び要望等を行った結果、基本構想に産科の設置や小児科の充実等を盛り込むことができた。

※順調「10年後の達成に向け」、「構成事業の状況」や「まちづくり指標」の進捗が順調に推移している
維持「10年後の達成に向け」、「構成事業の状況」や「まちづくり指標」の進捗に一部課題がある
停滞「10年後の達成に向け」、「構成事業の状況」や「まちづくり指標」の進捗が遅れている

6. 施策を取り巻く環境

令和4年度からの変更点	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が2類相当から5類に変更された。
-------------	---------------------------------------

7. 施策を進める上での課題

①	<p>施策を進める上での課題</p> <p>新型コロナウイルス感染症については、R4年度も第7波及び第8波が到来し、医療機関及び保健所ともに逼迫した。一方で治療薬の承認やワクチン接種により対応力も向上し社会の受けとめ方も変化している。感染症法上の分類も5類に引き下げられることにより、社会活動は平時を取り戻す動きが活発化していく一方、感染防止対策が軽視される可能性もある。</p> <p>課題に対する令和6年度以降の取組</p> <p>引き続き、市内医療機関については、清瀬市医師会と連携し、休日及び小児の平日夜間における初期診療体制を確保する。また、北多摩北部圏域の地域支援病院である公立昭和病院を運営する昭和病院企業団に対し、構成市として負担金を支出するほか、開設者協議会、主管部長会議等を通じ必要な情報交換を行い連携を図る。</p>
②	<p>施策を進める上での課題</p> <p>医療と介護の連携を進めていくことは、地域包括ケアシステムの構築に不可欠な要素であり、団塊世代の皆さんが後期高齢者となる2025年へ向け在宅医療と在宅介護の需要も増加が見込まれることから、これまで培ってきた連携体制を更に高めて効率化を図ることが必要となる。</p> <p>課題に対する令和6年度以降の取組</p> <p>平成27年度より医療・介護連携推進協議会が立ち上がり、毎年度多くの事業者が参加して研修会やワークショップを受講し、知識の習得に努めてきた。今後もより効率化を図るために日頃から情報共有を図るSNSの活用などを取り入れ、より実効性の高い連携体制の構築に努めていく。</p>